



今後3ヵ年の介護保険料（年額）が決まりました。

介護保険料は、今後3年間で介護サービスがどれくらい必要となるかを判断して3年ごとに見直されます。そこから算出された「基準額」をもとに、原則としてその方の世帯の所得に応じて決められます。

今回の見直しにより、阿蘇市での今後3年間の介護サービス料を推計した結果、前年の「基準額」を据え置くことになりましたのでお知らせします。

■平成21年度から3年間の所得段階別 保険料額

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料（年額）
第1段階	○生活保護受給者の方 ○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	基準額 × 0.5	21年度 22,800円
			22年度 23,100円
			23年度 23,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.5	21年度 22,800円
			22年度 23,100円
			23年度 23,400円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	基準額 × 0.75	21年度 34,200円
			22年度 34,650円
			23年度 35,100円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.91	21年度 41,496円
			22年度 42,042円
			23年度 42,588円
	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方	基準額 × 1.0	21年度 45,600円
			22年度 46,200円
			23年度 46,800円
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額 × 1.25	21年度 57,000円
			22年度 57,750円
			23年度 58,500円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額 × 1.5	21年度 68,400円
			22年度 69,300円
			23年度 70,200円

※老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、また大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※合計所得金額「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

- 詳しい算定内容等につきましては、7月下旬に発送する介護保険料通知書に同封いたしますので、そちらをよくご覧になられて下さい



ご不明な点がございましたら、高齢者支援課介護保険係 ☎22-3145までお問い合わせください。